

分譲 番号	所在地	敷地面積		売払価格 ①×② (円)	単 価		旧価格(円)	改定率
		① m <sup>2</sup>	坪		② m <sup>2</sup> 単価 (円)	坪単価(円)		
13	南安徳町 丁4690	250.95	75.91	2,032,695	8,100	26,776	2,107,980	△ 3.57%

「島原市市有地分譲地売却促進・定住促進事業」による奨励金を交付します。

【事業概要】

(1) 市有地分譲地売却促進事業奨励金 ①

市有地売却代の10% (千円未満切捨) を上限として交付します。  
(個人又は法人。ただし、宗教法人は対象外。)

(2) 定住促進奨励金

ア 新築奨励金 ②

ご本人またはご親族が購入された対象地の売買契約日から、3年以内に住居を建築して住民登録をされた方に、次のうち一番低い額を上限として交付します。  
・ご本人が負担された住居建築契約額の10% (千円未満切捨)  
・50万円 (市内事業者施工の場合) 又は30万円 (市外事業者施工の場合)

イ 若年世帯移住奨励金 (県外移住者) ③

①の奨励金対象となった方が、②の奨励金の条件を満たし、**県外から**市内に初めて住民登録をされる40歳以下の方で、配偶者**及び**小学生以下の同居家族がいる方に、ご本人が負担された市有地売却代 (1万円未満切捨) を上限として、①の奨励金と同額を、定住の翌年度から**最長9年間**交付します。

**土地代が実質0円!**

ウ 若年世帯移住奨励金 (市外移住者) ④

①の奨励金対象となった方が、②の奨励金の条件を満たし、**島原市外から**市内に初めて住民登録をされる40歳以下の方で、配偶者**又は**小学生以下の同居家族がいる方に、ご本人が負担された市有地売却代 (1万円未満切捨) の半額を上限として、①の奨励金と同額を、定住の翌年度から**最長4年間**交付します。

**土地代が実質半額!**

ただし、各奨励金は税の申告が必要です

奨励金の  
イメージ

